

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和3年11月26日（金）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	欠	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第43号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第44号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第45号 農用地利用集積計画書（No. 163）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第46号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に関する意見について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和3年度第9回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、石井委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番岸野委員と、3番妹尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第42号から議案第46号の5議案です。</p>
議 長	<p>議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件</p> <p>議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号29番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲受人へ確認をしました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号29番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号29番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	事案番号 30 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	譲受人へ確認をしました。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 30 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 30 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 31 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人へ確認をしました。譲受人は飲食店を経営されていて、生産した野菜をお店で使いたいとのことでした。適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 31 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 31 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 32 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人は適正に管理できると思いますので、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 32 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 32 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第43号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、1件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>以上1件について、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
5 番 委 員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号18番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はないと思います。</p>
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号18番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号18番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第44号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>事案番号18番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号19番は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>事案番号20番は、申請農地から300m以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。

<p>4 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 18 番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p> <p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 18 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 18 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 19 番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p> <p>現地確認を行いました。すでに転用しており、現在ある資材置場をそのまま利用されます。なお、始末書の提出がありました。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 19 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 19 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 20 番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p> <p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 20 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 20 番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	議案第45号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 163）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第45号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 (計画の内容について説明)
議 長	議案第45号につきましては、 山部委員 の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで 山部委員 の退席をお願いします。 (午前 9時55分 山部委員 退席) 議案第45号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第45号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9時57分 山部委員 着席)
議 長	議案第46号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に関する意見について、議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
1 番 委 員	19ページの表中の「類型番号1」の「生産方式」において、「水稻，二条大麦の輪作体系。」とありますが、「水稻，黒大豆の輪作体系。」だと思いますので訂正をお願いします。
事 務 局	わかりました。

議 長	他に意見はありませんか。
各 委 員	(意見なし)
議 長	他には意見がないようですので、議案第46号について、19ページの表中の「類型番号1」の「生産方式」において、「水稻，二条大麦の輪作体系。」を「水稻，黒大豆の輪作体系。」へ修正を求めると決定します。
議 長	次に4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題はありません。
川面地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題はありません。
小田地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題はないと思います。ただし、場所が水田地帯の真ん中にあり、周辺の田への影響が気になります。
議 長	事務局から説明がありますか。
事 務 局	申請地は星田池土地改良区内にあります。本変更届に土地改良区の意見書が添付されており、「本土地改良区としては差し支えない」という意見です。
議 長	わかりました。土地改良区としては問題ないことを確認しました。
議 長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番，2番ともに，所有権移転に伴う解約です。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号3番，4番，5番について，確認しました。問題ありません。

議 長	(3) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4 番委員	矢掛地区について、確認しました。問題ありません。
5 番委員	美川地区について、確認しました。問題ありません。
7 番委員	三谷地区について、確認しました。問題ありません。
1 番委員	山田地区について、確認しました。問題ありません。
8 番委員	川面地区について、確認しました。問題ありません。
3 番委員	中川地区、小田地区について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
8 番委員	確認しました。完了時期は西川面分が令和4年2月、東川面分が令和5年中とのことです。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。